

# 平成26年度 事業計画・収支予算書

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

公益財団法人 埼玉県老人クラブ連合会

## 基 本 方 針

公益財団法人としてスタートし、はや3カ月が経過した。老人クラブは、現在「生活を豊かにする楽しい活動」と「地域を豊かにする社会活動」を中心に各種活動を行っている。その活動及び役割は、高齢者を主体とする介護予防と相互の生活支援という視点から、今後ますます期待されているところである。私たち高齢者は多年にわたって培ってきた経験、知識、技能を最大限に生かして、人間性豊かな地域社会づくりに貢献し、社会の信頼と期待に応えるにふさわしい活動の推進に努める。

超高齢社会を迎えた本県において、老人クラブは、活力ある地域づくりの担い手として欠くことのできない存在となっている。また、近年、会員数が減少を続けているが、老人クラブ活動はそれ自体が介護予防につながっており、内に外に開かれた活動に誇りと自信を持って前進すべきである。

埼玉県老人クラブ連合会は、全国三大運動の「健康づくり」、「在宅福祉を支える友愛活動」、「社会奉仕の日」をはじめ、「伸ばそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」の全国統一メインテーマを踏まえ高齢者の社会参加、生きがい活動、介護予防等の諸活動を推進するとともに、市町村老人クラブ連合会との一層の強化、関係機関・団体との連携を深め、広く高齢者並びに地域に開かれた活動の展開を図り、次の諸施策を積極的に推進する。

## I 重 点 目 標

- 1 老人クラブは、一般社会に開かれた組織とする。
- 2 健康の維持・向上、生きがいづくり、介護予防活動の推進
- 3 自主性・主体性の高い老人クラブづくりと老人クラブリーダーの育成指導
- 4 市町村老人クラブ連合会の組織強化の推進・事務局との連携
- 5 友愛活動、地域（子ども）見守りパトロール活動、防犯活動の強化
- 6 高齢者に対する交通安全についての啓発活動の推進
- 7 若い世代と協同した心豊かな地域社会づくりの推進
- 8 会員増強運動の展開と若手委員会設置の提唱、県老人クラブ連合会の組織強化の推進

## Ⅱ 実 施 事 業

### 1 健康増進・生きがい事業「健康をすすめる運動」の推進

- (1) 高齢者の生きがい・健康づくりの推進（全老連健康づくり推進員の活用）
- (2) 埼玉県老人クラブ健康づくり大学の開設
- (3) ねたきりゼロ運動の推進
- (4) シルバースポーツ大会の開催（熊谷スポーツ文化公園）
- (5) 社交ダンス大会の開催〔1会場〕
- (6) 高齢者の健康ウォーキング事業の推進

### 2 社会参加交流事業の推進

- (1) 一般高齢者への呼びかけ(活動への呼びかけ・体験参加・活動への協力依頼・企画への参画)
- (2) 「老人の日（9月15日）・老人週間（9月15日から一週間）」の推進
- (3) 「社会奉仕の日」、地域の担い手としてすすめよう社会参加活動全国一斉運動（9月20日）
- (4) 交通安全運動など交通安全啓発活動への参加
- (5) 彩の国プラチナフェスティバルに参加・協力
- (6) 次世代育成支援活動への参加・協力
- (7) 地域（子ども）見守りパトロール活動・防犯活動の推進

### 3 クラブ活動の育成・指導の推進

- (1) 埼玉県老人クラブ大会・指導者研修会の開催
  - ・老人クラブの育成等に功績のあったものを表彰。指導者の資質の向上・高齢者福祉の推進を図る。
- (2) さいたま彩（いろどり）プラン21、単位クラブ21及び老人クラブ21世紀プランの推進
- (3) 講師及び活動推進員の派遣（市町村老連の行う研修会等要請に基づき派遣・指導）
- (4) 老人クラブ保険の加入促進

### 4 諸会議・研修会への参加

- (1) 全国老人クラブ大会
- (2) 関東ブロック老人クラブリーダー研修会

- (3) 関東ブロック老人クラブ連絡協議会
- (4) 関東ブロック老人クラブ連合会事務局長会議
- (5) 関東ブロック老人クラブ連合会会長・事務局長会議
- (6) 関東ブロック老人クラブ活動推進員研修会
- (7) 関東ブロック老人クラブ女性リーダー研修会
- (8) 都道府県・指定都市老人クラブリーダー中央セミナー
- (9) 都道府県・指定都市老人クラブ事務局長会議
- (10) 都道府県・指定都市老連活動推進担当者研究セミナー
- (11) 都道府県・指定都市老人クラブ連合会会長会議
- (12) 全国女性リーダーセミナー
- (13) 全国健康づくり中央セミナー
- (14) 全国在宅福祉を支える友愛活動セミナー
- (15) 予算対策中央行動

## 5 広報・調査・研究活動

- (1) 機関誌「彩愛クラブ埼玉」年4回発行（広報委員会の開催）〈県共募配分事業〉

※年4回のうち、1回のみ全会員、関係機関に配布。3回は1クラブ概ね7冊、市町村連合会2冊及び関係機関に配布。

また、引き続き広告を掲載し、広く情報提供するものとする。機関誌は、引き続きホームページで閲覧できるようにし、その他広告等掲載により、ホームページ上でも広く情報提供する。

- (2) 老人クラブがかかえる諸問題及び発展の方向等に関する調査（必要に応じ委員会等の設置）

## 6 県老連の運営並びに連絡調整

- (1) 評議員会、理事会等の開催
- (2) 組織体制及び地区連絡協議会の充実      4地区（東・西・南・北）      年1回程度
- (3) 監事監査
- (4) 関係行政機関・関係団体との連絡提携
- (5) 全国老人クラブ連合会及び関東ブロック老人クラブ連合会との連絡提携

## 7 老人クラブ活動の拡充と組織強化

- (1) 会員増強運動等の推進（加入促進委員会、会員増強推進委員会の開催・顕彰の実施・一般高齢者への呼び掛け・若手会員の活用、その他の検討）
- (2) 市町村老人クラブ連合会・単位クラブの会員増強運動への支援
- (3) 各市町村老人クラブ連合会長研修会の開催
- (4) 友愛活動の推進（研修会の開催・モデル地区の指定）
- (5) 女性委員会の開催（女性リーダー一泊交流研修会、女性リーダー日帰り交流研修会、生活モニター活動）
- (6) 各地区連絡協議会事業の実施（趣味の作品展示会 4 地区、東部地区一囲碁・将棋大会、西部地区一グラウンドゴルフ大会、北部地区一ワナゲ大会）

## 8 財政基盤確保活動

- (1) 老人クラブ活動強化資金増強運動の推進＜会員章普及促進＞  
会員意識の高揚と連帯意識の促進を図るため、会員章を全会員に普及し、自主財源の造成運動を推進
- (2) 基金納入の管理
- (3) その他財源確保のための活動

## 9 関係機関団体との連絡提携

- (1) 赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動の推進に協力
- (2) 県社会福祉協議会において行う高齢者福祉活動に協力
- (3) 県警察本部をはじめとする関係機関が連携しての「振り込め詐欺撲滅運動」実施の協力及び県老連防犯リーダーの増員
- (4) 県交通安全対策協議会「交通事故防止運動」実施の協力
- (5) その他、各種団体と連携を密にして活動の向上を図る

## 10 その他の活動

- (1) 老人クラブ関係図書・指導書の斡旋
- (2) 老人クラブ手帳・活動日誌・会計簿の普及
- (3) その他必要な事業